

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定より、下記のとおり公告する。

令和3年2月10日

丸森町長 保科郷雄

記

第1 条件付一般競争入札に付する事項

工事名 2（元）災第18068号ほか10件
四重麦川ほか 河川・道路災害復旧工事
施工場所 丸森町字四重麦五ほか 地内
工期 工事請負契約締結日の翌日から、令和4年3月31日まで
工事概要
復旧延長 L=1,438.7m

護岸工	大型ブロック積	A=2,435㎡
	コンクリートブロック積	A=2,250㎡
擁壁工	コンクリートブロック積	A= 38㎡
法枠工	吹付法枠（植生基材吹付）	A=2,281㎡
植生工	植生基材吹付	A=1,470㎡
	野芝	A= 70㎡
	人工張芝	A= 150㎡
舗装工	下層路盤工RC-40	A=3,596㎡
	表層（再生密粒度AS 20F）	A=3,581㎡
仮設工		N= 1式

支払条件 前払い 有（40%以内）
中間払い 有（20%以内）
最低制限価格 有
入札方式 条件付き一般競争入札

第2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 令和2年度において、丸森町から建設工事競争入札参加資格の承認を受け、次に掲げる条件を満たす者であること。
- 2 宮城県内に本社（店）又は営業所等を有すること。
- 3 過去5年間に国又は地方公共団体等が発注した土木一式工事を元請けとして受注した実績があること。
- 4 丸森町が承認した建設工事入札参加資格における等級が、土木一式工事S等級以上であること。
- 5 特定建設業の許可を受けていること。
- 6 宮城県、丸森町から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 7 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 8 丸森町契約に関する暴力団等排除措置要綱の規定により、次に掲げる措置要件に該当するものでないこと。
 - (1) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者）が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威力又は暴力団関係者を利用してたと警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (3) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に関与していると認められる法人や組合等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (5) 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると警察から通報があり、又は警察が認めた者
- 9 「土木一式工事」の経験を有する監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。
- 10 当該工事に係る仕様書、設計図書を閲覧し、閲覧確認書を提出すること。

※閲覧確認書の提出がない場合は、入札に参加できません。
- 11 公告日から入札参加資格確認申請書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に下記のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。
 - (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

 - ・ 親会社と子会社の関係にある場合
 - ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

 - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)
 - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

12 その他丸森町建設工事条件付一般競争入札実施要綱によるものとする。

第3 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査及び資格承認を受けなければならない。

1 提出書類

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

(2) 上記(1)の申請書に次の書類を添付すること。

イ. 令和2年度の丸森町競争入札参加資格承認書の写し

ロ. 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果通知書の写し

ハ. 当該工事の開札日の属する年度の直前5ヶ年度及び入札公告日までに完成し引渡しが完了した「**土木一式工事**」で、国、県、市町村、特殊法人の発注した工事を（共同企業体としては出資比率20%以上の場合のものに限る。）締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを確認できる書類の写し（別記様式2）

ニ. 配置技術者届出書（別記様式第3）

2 入札参加資格確認申請書の受付期間及び提出場所

(1) 受付期間 令和3年2月10日（水）から令和3年2月26日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 提出部数 1部持参すること。（郵送での受付は認めない。）

(3) 提出場所 丸森町役場 2階 建設課

第4 申込書類及び落札決定基準の配布場所及び期間

1 配布場所

丸森町役場 2階 建設課

（丸森町のホームページからも入手可）

2 配布期間及び時間

受付期間 令和3年2月10日（水）から令和3年2月26日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

第5 参加資格の審査等

入札参加資格の審査結果については、入札参加資格確認書（適格者用・不適格者用）を令和3年3月4日（木）までに申請者に通知する。

第6 設計図書の閲覧等

当該工事にかかる仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供するものとする。

1 閲覧期間及び時間

令和3年2月10日（水）から令和3年3月5日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

2 丸森町役場 2階 建設課

- 3 閲覧期間中において、希望者に対し設計図書等を2日間を限度として貸出しするものとする。この場合において貸出しを希望する者は、備え付けの閲覧確認書に記名押印のうえ、貸出しを受けること。

第7 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入し、丸森町建設課へ提出すること。

1 質問書の受付期間及び時間

令和3年2月10日（水）から令和3年3月5日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

2 回答書の閲覧期間及び時間

令和3年3月5日（金）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

第8 入札の執行等

1 入札執行の日時及び場所

日 時 令和3年3月10日（水）午前10時10分

場 所 丸森町役場 3階 303会議室

- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は、2回を限度とする。
- 4 入札及び再度入札において、落札者がいないときは、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約のための見積合わせを行うことがある。
- 5 丸森町建設工事執行規則第11条の規定に基づき作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、本入札には最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札は失格とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、従来のかじ方式により落札者を決定するものとする。
- 6 入札保証金は、免除とする。

第9 工事費内訳書の提出について

- 1 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、再度入札の際は不要とする。なお、一回目の入札書の金額と一致しない工事費内訳書を提出した場合は、失格とする。
- 2 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- 3 工事費内訳書は、返戻しない。

第 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 本公告に示した入札参加資格を有しない者が入札したとき。
- 2 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。
- 3 入札書に必要な事項を記載しなかった入札
- 4 入札の時点において、丸森町の指名停止期間中にある者又は第2に掲げる資格を有しなくなった者のした入札
- 5 郵送、電報又はファクシミリによる入札
- 6 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ったとき。
- 7 その他、入札に関する条件に違反した入札

第 11 契約保証金

契約保証金は、請負契約金額の10分の1以上の金額とする。

第 12 その他

- 1 入札参加者は、上記事項を遵守しなければならない。
- 2 落札者は、配置技術者届出書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
なお、当該工事が完了するまで、原則として技術者の変更は認めない。
- 3 その他不明な点については、下記に照会のこと。

【問合せ先】

- 丸森町役場 建設課 道路管理班
住 所：宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地
電 話：0224-72-3030（直通）
FAX：0224-72-3042